

東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (運営委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 総務部長</u> (8) (略) 3～7 (略) (事務) 第8条 機構に関する事務は、<u>総務部総務課総合デザイン室及び総務部人事課</u>が関係部局の協力を得て処理する。</p>	<p>本則 (運営委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(6) (略) <u>(7) 次長のうちから委員長が指名する者 1人</u> (8) (略) 3～7 (略) (事務) 第8条 機構に関する事務は、<u>企画課及び人事課</u>が関係部局の協力を得て処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。